

## 一般社団法人日本自動車機械工具協会における基準前照灯試験機の不具合について

前照灯試験機の校正に使用する校正器に不具合が発生していることが判明しました。このため、この不適切な校正器(16台)により校正された775整備事業場の全ての前照灯試験機について再度校正を実施いたしました。なお、当該前照灯試験機により車検を行った車両について保安基準不適合となるものはなかったことを確認しております。

当協会は自動車検査機器の校正業務を行う機関として、このような不具合を発生させたことは、自動車検査機器の校正に対する信頼を低下させるものであり、重大な事案と受け止め、深くお詫びを申し上げますとともに、早急に再発防止に努めて参ります。

### 1. 経緯

本年2月に導入した基準前照灯試験機(以下「新基準機」という。)※に不具合があったため、これを用いて校正した校正器の設定に誤りが生じました。新基準機の不具合が判明した本年3月16日以降、3月19日までに、新基準機を用いて校正した全ての校正器(全16台)を回収し再校正を行いました。また、不具合のあった新基準機は、3月21日に回収し、その後、その使用を中止しています。

一方、上記不具合により誤って校正された校正器を用いて校正した前照灯試験機(775台)については、本年10月11日～11月8日までの間に、全て再校正を行うとともに、これら前照灯試験機により検査を受けた全ての車両について保安基準適合性を確認しました。

※ 前照灯試験機の校正に使用する「校正器」を校正するための試験機

### 2. 原因

本事案の発生原因としては、新基準機の構造上考慮すべき事項が的確に検討されていなかったこと、また、納入時の検証において仕様通りであるか機器性能の確認が不十分だったことにあると考えております。

### 3. 再発防止対策

基準機等の更新等の際の仕様書の決定、設計、試作、検証、納入時の検収において必要なチェックの強化を図るため、以下の項目を含めた「納入時の受入検査要領」を作成することとします。

- ① 納入時の受入検査の検証について2名以上による妥当性評価の確認
- ② 基準機については、納入時に再度検証項目の検証を実施し再現性の確認
- ③ 既存の基準機を使用して、同等の測定結果によるクロスチェック
- ④ メーカーの社内検査等の検証項目及び検査データについて事前に妥当性の確認
- ⑤ メーカーにおいて当協会立ち合いで基準機が仕様等を満足することの検証

この度は皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしまして誠に申し訳ございませんでした。重ねて深くお詫び申し上げます。

二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

〈本件に関するお問い合わせ先〉  
一般社団法人 日本自動車機械工具協会  
技術課(担当:佐々木、高橋)  
校正課(担当:福元)  
電話:03-3203-5131

(参考資料)

### 775 整備事業場の内訳

(単位：事業場)

● 名古屋支所	( 愛知県 232 )	( 岐阜県 88 )	( 静岡県 120 )	<b>440</b>
● 大宮支所	( 埼玉県 121 )	( 群馬県 108 )	( 栃木県 38 )	<b>267</b>
● 岡山分室	( 岡山県 34 )			<b>34</b>
● 金沢分室	( 石川県 33 )	( 富山県 1 )		<b>34</b>
			<b>合 計</b>	<b>775</b>